

5 税金

所得税・市県民税に関する所得控除

税額計算の基礎となる所得から次の額が控除されます。

○内 容

控除名	内容	所得税	市県民税
障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B1、B2 精神障害者保健福祉手帳 2、3 級程度	27 万円	26 万円
特別障害者控除	身体障害者手帳 1、2 級 療育手帳 A1、A2 精神障害者保健福祉手帳 1 級程度	40 万円	30 万円
同居特別障害者控除	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人	75 万円	53 万円

○窓 口 【所得税】 松本税務署 TEL32-2790（自動音声案内）
（給与所得者は勤務先の給与担当）

【市県民税】 税務課市民税担当 TEL71-2485
（給与所得者は勤務先の給与担当）

利子等の非課税（障がい者マル優、特別マル優）

一定の手続きにより、障がい者が預け入れた少額預貯金（マル優）及び購入した少額公債（特別マル優）について、元本の合計額が 350 万円を限度として利子等が非課税になります。

○対 象 者 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人
・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の受給者
・障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の受給者

○窓 口 郵便局、銀行、証券会社等

相続税に関する障害者控除

相続人が障がい者（85 歳未満）である場合、相続税額から一定額が控除されます。

○内 容

障がい 程 度	税 額 控 除 額
身体障がい 1、2 級／知的障がい A1、A2／精神障がい 1 級程度	20 万円 ×（85 歳に達するまでの年数）
身体障がい 3～6 級／知的障がい B1、B2／精神障がい 2、3 級程度	10 万円 ×（85 歳に達するまでの年数）

○窓 口 松本税務署 TEL32-2790（自動音声案内）

贈与税の非課税

「特定障がい者」に該当し、信託会社を通じて「障害者非課税信託申告書」を税務署長に提出している信託契約について、信託受益権の価額のうち、特別障がい者の方は6,000万円、特別障がい者以外の方は3,000万円まで贈与税がかかりません。

「特定障がい者」の該当要件を含め、詳細は信販会社にお問い合わせください。

○窓 □ 信託銀行等

事業税の非課税

両眼の視力を喪失した人及び万国式視力表により測定した両眼の視力が0.06以下の重度視覚障がい者が行う、あんま、指圧、針、灸、マッサージ、その他の医業に類する事業の事業税が非課税となります。

○窓 □ 中信県税事務所 TEL47-7800

自動車税・軽自動車税の減免

身体障害者手帳等をお持ちの人で、一定の要件を満たす場合は、軽自動車税・自動車税が減免となります。

※下記は制度の概略です。詳しくは担当窓口で必ずご確認ください。

1 減免の要件

次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす場合に減免が受けられます。

(1) 障がい要件

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの人で、下表の等級に該当する人

障がい区分		障がいの等級	
		障がい者本人が所有し 運転をする場合	障がい者と生計を一にする 人又は常時介護する人が 運転をする場合
身体 障害 者 手 帳	視覚障がい	1、2、3、4級	左欄と同じ
	聴覚障がい	2、3級	左欄と同じ
	平衡機能障がい	3級	左欄と同じ
	音声機能障がい	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	—
	上肢不自由	1、2級	左欄と同じ
	下肢不自由	1、2、3、4、5、6級	1、2、3級
	体幹不自由	1、2、3、5級	1、2、3級

	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障がい	上肢 機能	1、2級	左欄と同じ
		移動 機能	1、2、3、4、5、6級	1、2、3級
	心臓機能障がい		1、3級	左欄と同じ
	腎臓機能障がい		1、3級	左欄と同じ
	呼吸器機能障がい		1、3級	左欄と同じ
	膀胱又は直腸の機能障がい		1、3級	左欄と同じ
	小腸の機能障がい		1、3級	左欄と同じ
	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障がい		1、2、3級	左欄と同じ
肝臓機能障がい		1、2、3級	左欄と同じ	
療育手帳		総合判定A	左欄と同じ	
精神障害者保健福祉手帳		1級	左欄と同じ	
戦傷病者手帳		障がいの程度が一定の範囲に該当する人（詳細は税務課にお問合せ下さい）		

(2) 使用要件

次のいずれかの用途で使用すること。

ア 障がいのある人ご本人が運転すること

イ 障がいのある人の通院・通学・通勤その他日常生活の必要のために、障がいのある人と生計を一にする人が運転すること

ウ 障がいのある人のみで構成される世帯の場合で、障がいのある人の通院・通学・通勤その他日常生活の必要のために、障がいのある人を日常的に介護する人が運転すること

(3) 所有要件

次のいずれかの人が所有する自動車（軽自動車を含む。）であること（障がいのある人1人につき、自家用の自動車1台に限る。）

ア 障がいのある人ご本人が所有

イ 障がいのある人と生計を一にする人（次のいずれかに該当する場合に限る。）

- ・身体に障がいがある人が18歳未満で上記（2）使用要件のイに該当する場合
- ・知的又は精神の障がい等で上記（2）使用要件のア又はイに該当する場合

2 減免額

(1) 軽自動車税

その年度分全額が減免されます。

(2) 自動車税

45,000円まで減免されます。これを超える場合は差額分を納付していただきます。排気量2.5リットル以下の自家用自動車は、自動車税額が45,000円以下ですので、全額減免されます。

3 窓口等

(1) 軽自動車税

○窓 口 税務課諸税係 TEL71-2484 (直通) または各支所

○申請期限 軽自動車税の納期限 (5月末) まで

(2) 自動車税

○窓 口 中信県税事務所 TEL40-1905 (直通) 自動車税松本分室 TEL58-2980

○申請期限 自動車税の納期限 (5月末) まで

※年度の途中で要件に該当することになった人は要件を満たした日 (障害者手帳交付、自動車の取得、等級変更、病院からの退院など) から 30 日以内に申請してください。期限を過ぎて申請があった場合は、申請日の属する月の翌月から月割りで減免になります。

(3) 同一生計証明書、日常的介護者の証明書

減免を受ける際、障がい者と生計を一にする者、又は障がい者を常時介護する者による運転である時は、当該事実を証明する書類として福祉事務所長が発行する証明書が必要です。

○窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 TEL71-2251 (直通)